

4 VOC基準適合製品自主管理規定運用のための解説（第7版）

（本資料は4 VOC基準適合製品自主管理規定を円滑に運用するためのものであり、随時加筆修正します。）

平成25年3月21日

日本接着剤工業会
第2登録審査委員会

1. 製品が4 VOC基準適合製品として申請できるかどうかは、別紙J A I A 4 VOC含有量管理値及びフローチャートで予め確認する。尚、管理値は工業会での検証結果により、安全サイドでの管理にすべきとの判断になった場合には、厳しい側に変更する場合がありますので留意する。
2. 製品登録申請は、4 VOC基準適合製品登録申請書（VOC様式-1）、製品リスト（VOC様式-2）、登録製品品質管理チェック表（VOC様式-6）を日本接着剤工業会に提出するとともに、製品リスト（VOC様式-2）の電子データファイル（エクセル）をメール送信して行う。
3. 更新の申請は、登録製品品質管理チェック表（VOC様式-6）、4 VOC基準適合製品登録（更新）申請書（VOC様式-8）、（更新）製品リスト（VOC様式-9）を日本接着剤工業会に提出するとともに、（更新）製品リスト（VOC様式-9）の電子データファイル（エクセル）をメール送信して行う。
4. 登録申請書に記載する代表者とは、会社の代表者又は接着剤事業の責任者である。
5. 登録申請書に記載する「3. 連絡先」の項には、4 VOC基準適合製品登録申請の実務責任者とし必要事項を記入する。実務責任者とは、登録申請書の提出から審査結果（登録書確認書）の受領及び登録費用納入までの責任者である。同時に登録審査委員会等からの電話等による問い合わせに対し直接対応できる人であることが望ましい。
6. 製品リスト作成に当たっては、4 VOC基準適合製品のみとし、通常審査対象として登録申請を受け付ける接着剤の種類は、第6条に規定された15種であり、規定された表現通りの種類名を記載すると共に、第4条に規定された住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品として、その用途（使用部位）を記載する。
15種以外の接着剤の種類について申請された場合には、VOC委員会で検討し、役員会で承認する。
製品リストは4 VOC基準適合製品確認方法毎に分けて作成する。
7. 登録製品品質管理チェック表は、4 VOC基準適合製品確認方法が異なる^注製品を同時に申請する場合は、確認方法毎に作成し、確認方法毎に分けた製品リストに各々添付する。
注) 確認方法が異なるとは、必須項目の5)～9)について回答が異なる（はい、いいえが違う）場合をいう。
8. 申請は、内容物が同じであっても製品名が異なるごとに1件とする。但し、製品名のうち色、容量及び包装形態の違いは全体で1件でよい。
また、製品名が同じであっても製品名の欄に夏場用、冬場用等の記載がある場合には、各々別件とする。（製品名の欄以外のロット表示等で夏場用、冬場用等が記載される場合は1件でよい）
同一登録番号を使用する包装形態が異なるものがある場合には、申請時にこれを届けておくこと。
例) 製品名 (カートリッジ)
製品名F (フィルムパック)
製品名A (アルミパック)
⇒ 製品名/F/Aで登録可

9. 二液形製品の申請は、製品名を下記のように記載する。

〇〇主剤/硬化剤、〇〇主剤/架橋剤、〇〇A/B等と記載する。また、各々単独申請でもよい。

10. 審査について

①審査に先立ち、申請書の記載及び書類が適正か否かを確認する。

審査の方法は、申請書類及び添付資料により行う。

また、必要に応じて、規定第12条により、追加の書類を要求する場合がある。

規定第5条の含有量管理基準でエチレン酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンの含有有無等により複数の基準が存在する場合、どの管理基準に基づき管理しているかについて、必ずしも個々の製品について申請時には開示する必要はないが、規定第16条の顧客からの苦情があった場合等に開示を求めることがある。

②必要に応じて4VOC放散量データを要求する場合がある。

11. 審査結果は、登録番号[J A I A-400001~]を決定し、すみやかに登録申請費用の請求を行い、入金確認後、登録確認書(VOC様式-3)及び登録証明書を申請者に送付して通知する。尚、登録確認されたものは、審査日の翌日に申請者にFAXで速報を流す。

12. 登録申請費用は、請求書受領から1ヶ月以内に、日本接着剤工業会指定口座に振り込まれるよう、申請者が責任を持って処理する。

入金が確認されない場合、申請が取り消される場合がある。

13. 4VOC基準適合製品登録番号の公開は、登録確認書の4項目即ち、登録番号[J A I A-400001~]、製品の会社名、種類、製品名をセットで日本接着剤工業会のホームページに表示する。

14. 4VOC基準適合製品の変更、取消し等の変更は、4VOC基準適合製品登録[変更・取消]届書(VOC様式-5)で行う。

15. 登録マークの表示は、登録マーク表示モデル(VOC様式-4)に準じて行う。

16. 在庫品の取り扱い

(1) 第1回登録承認製品のみ、在庫品の経過措置を認める。

①平成20年2月20日製造分からJ A I A 4VOC基準適合表示を認める。

②但し表示製品の出荷は、平成20年3月21日メーカー出荷分からとする。

③市中在庫(代理店・販売店在庫)については、平成20年3月21日以降であれば、平成20年2月20日以降製造のロットのみJ A I A 4VOC基準適合の表示及びJ A I A 4VOC基準適合の文言を使用した証明書の発行を認める。

④平成20年2月19日以前製造のロットについては、各社の判断に委ねるが、表示及び証明書において日本接着剤工業会及びJ A I Aの文言を使用することは認めない。

(2) 第2回以降の登録承認製品については、J A I A 4VOC基準適合表示は、登録承認日以降製造された製品ロットに限る。

17. 登録失効後は、速やかにJ A I A 4VOC基準適合表示を削除すること。

18. J I S製品にJ A I A 4VOC基準適合表示を行う場合には、J I Sマークから離すこと。

19. 自主管理登録製品(J A I A 4VOC基準適合表示製品)の品質に疑いがあるとの苦情に対しては、基本的に申請者と顧客の問題である。

20. 規定第18条の登録製品の抜き取り検査は、定期的実施する。実施は別途細則による。

21. 規定第7条(4)、規定第18条及び規定第19条の指定機関とは株式会社三菱化学アナリティックとする。

(附則)

初回制定	平成20年1月30日	
改正	平成21年9月17日	接着剤の種類追加があり、5項を14種から15種に変更
改正	平成22年1月21日	規定第11条の追加書類に4VOC放散量データもあり得ることを明確化 4VOC含有量試験データ測定のための指定機関を定める
改正	平成23年2月18日	製品リストに用途(内装使用部位)の記載を追加
改正	平成24年1月19日	3項 更新申請の記載を追加。 以降、各項が一項ずつ繰り下がる。 10項 規定第11条を12条に修正。 11項 「登録申請費用の請求、入金確認後の登録確認書通知」に修正。 「及び登録証明書」の文言を追加。 12項 一部削除、「入金が確認されない場合」の文言追加。 18項 規定第17条を18条に変更、試買を削除。 19項 規定第17条を18条に修正。
改正	平成24年7月19日	18項 登録製品の抜き取り検査の定期化を明確化。 19項 文言の一部修正。
改正	平成25年3月21日	17項 登録失効後表示措置を新規記載。 18項 JIS製品への表示注意事項を新規記載。 以降、各項が二項ずつ繰り下がる。

以上

改正履歴書

規定類名称	4 VOC基準適合製品自主管理規定のための解説
<p><平成21年9月17日改正></p> <p>ホルムアルデヒド樹脂系接着剤について、4 VOC登録依頼があり検証したところ、接着剤中の4 VOC含有量と小形チャンバー法による放散速度には相関があり、含有量を管理することで4 VOC放散基準値を満足することが確認できた。</p> <p>そこで、2009年9月8日のVOC委員会、9月17日の役員会の承認を受け、今回規定に盛り込むこととなった。</p> <p>対象とするのは、JIS K6807 で分類される①ユリア樹脂系、②メラミン・ユリア共縮合樹脂系、③フェノール樹脂系、④レゾルシノール樹脂系の4種類に加え⑤メラミン・フェノール共縮合樹脂系、⑥メラミン樹脂系の計6種類のホルムアルデヒド樹脂系接着剤及びこれらに使用される硬化剤とする。</p> <p><平成22年1月21日改正></p> <p>日本接着剤工業会の非会員、外国会社がJAIA 4 VOC基準適合の表示を行うことができるように、申請者の資格に非会員、外国会社を追加した。</p> <p>2010年1月13日のVOC委員会、1月21日の役員会の承認を受け、今回規定に盛り込むこととなった。</p> <p>9項 追加 項目名追加 審査について 項目枝番号追加 ①② ②必要に応じて4 VOC放散量データを要求する場合がある。</p> <p>18項 追加 規定第7条の1及び規定第17条の指定機関は株式会社三菱化学アナリテックとする。</p> <p><平成23年2月18日改正></p> <p>5項 追加 ・～記載する。→ ～記載すると共に、第4条に規定された住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品として、その用途（使用部位）を記載する。</p> <p><平成24年1月19日改正></p> <p>登録更新に関する運用規定を第3項として追加した。それにより、以降の各項が一項ずつ繰り下げとなった。また、4 VOC自主管理規定の改定（第5版）にともない引用する条項の条数が一部変更となった。</p> <p>さらに、登録申請費用の入金確認後に登録確認書、登録証明書を発行すると明記した。</p>	

<平成24年7月19日改正>

18項 規定第18条の市販登録品検査は、恣意的に実施するものではなく、実施する場合には事前に申請者に連絡する。

→

規定第18条の登録製品の抜き取り検査は、定期的を実施する。実施は別途細則による。

19項 規定第7条の1及び規定第18条の指定機関は株式会社三菱化学アナリテックとする。

→

規定第7条(4)、規定第18条及び規定第19条の指定機関とは株式会社三菱化学アナリテックとする。

<平成25年3月21日改正>

17項 新規追加

・登録失効後は、速やかにJAIA 4VOC基準適合表示を削除すること。

18項 新規追加

・JIS製品にJAIA 4VOC基準適合表示を行う場合には、JISマークから離すこと。

以降、各項が二項ずつ繰り下がる。

以上